

介護老人保健施設 ゆう

利用者負担説明書

入所サービス

医療法人やわらぎ

空知郡南幌町栄町1丁目1番20号

利用負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる通常1割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、行事や倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。

当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションは、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。

また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

介護老人保健施設ゆう【介護老人保健施設入所】利用料金のお知らせ (1)

介護保険給付に係るサービス

介護老人保健施設ゆう

1. 基本的な介護保険給付の単位数

	個別サービス費		多床室サービス費		備考
	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	
要介護1	717単位	788単位	793単位	871単位	施設サービス費について、介護保険制度では、要介護認定の介護度の程度によってご利用料が異なります。左記は1日当りの単位数(1単位=10円)です。介護保険負担割合証の記載により、負担額が1割、2割、3割となります。また在宅復帰状況や施設の機能に応じ利用料金が変わります。
要介護2	763単位	863単位	843単位	947単位	
要介護3	828単位	928単位	908単位	1014単位	
要介護4	883単位	985単位	961単位	1072単位	
要介護5	932単位	1040単位	1012単位	1125単位	

2. その他に加算される単位数

サービス加算項目	単位数	内容
介護職員等処遇改善加算 (I)	利用総単位数に7.5%乗じた単位数が加算されます。	
口腔衛生管理加算 (I) ~ (II)	90~110単位/月	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上以上行った場合に金額が加算されます。
経口維持加算 (I)	400単位/月	著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合は金額が加算されます。
経口維持加算 (II)	100単位/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合は金額が加算されます。
排せつ支援加算 (I) ~ (III)	10~20単位/月	排せつに介護を要するご利用者様に対して、多職種が協働して分析、支援計画を作成し、支援した際に金額が加算されます。
褥瘡マネジメント加算 (I) ~ (II)	3~13単位/月	ご利用者様の褥瘡発生を予防するために、評価を行い、褥瘡ケア計画の作成、支援した際に金額が加算されます。
療養食加算	6単位/食	療養食が必要な方は医師の処方する指示箋に基づき療養食を提供し、1食毎に金額が加算されます。
初期加算 (I) ~ (II)	30~60単位/日	入所後30日間に限り金額が加算されます。
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	管理栄養士を1以上配置、入所者の栄養状態の維持・改善を図り、自立した日常生活を営む為、状態に応じた栄養管理を計画的に行うことで金額が加算されます。
サービス提供体制強化加算 (I) ~ (III)	6~22単位/日	24時間安定したサービスのご提供体制の確保を行っていることで金額が加算されます。
夜間職員配置加算	24単位/日	夜間において、手厚い職員配置を行っていることで金額が加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算 (I) ~ (II)	200~258単位/日	入所後、3か月間に集中的にリハビリテーションを行うことで金額が加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I) ~ (II)	120~240単位/日	認知症の診断があり、入所後、3か月間に集中的にリハビリテーションを行うことで金額が加算されます。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I) ~ (II)	33~53単位/月	医師とリハビリ職が協働し、リハ実施計画を説明し、継続的にリハの質を管理し、情報を厚生労働省に提出していることで金額が加算されます。
認知症ケア加算	76単位/日	認知症の介護が必要な利用者に対して、介護保健施設サービスを行った場合に金額が加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	ご利用者様とそのご家族の希望を踏まえたサービスを行うことで金額が加算されます。
経口移行加算 (経管栄養利用者)	28単位/日	経管栄養利用者が経口栄養に移行する為のサービスを提供した場合に金額が加算されます。
外泊時費用	362単位/日	外泊された場合は施設サービス費に代えて算定されます。ただし、外泊の初日と帰って来た日は入所扱いですので費用はかかりません。
外泊時費用 (在宅サービス利用時)	800単位/日	外泊された場合に介護老人保健施設ゆうより提供される在宅サービスを利用した際に、施設サービス費に代えて算定されます。
所定疾患施設療養費 I	239単位/日	ご利用者様が肺炎や尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全を発症した場合における施設内での治療の際に金額が加算されます。
所定疾患施設療養費 II	480単位/日	ご利用者様が肺炎や尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全を発症した場合における施設内での治療の際に金額が加算されます。

サービス加算項目	単位数	内容
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	51単位/日	(i)、(iii)の施設サービス費の際に在宅復帰・在宅療養支援機能強化の為、当施設からの在宅復帰状況・機能に応じ金額が加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	51単位/日	(ii)、(iv)の施設サービス費の際に在宅復帰・在宅療養支援機能強化の為、当施設からの在宅復帰状況・機能に応じ金額が加算されます。
緊急時治療管理	518単位/回	ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は金額が加算されます。
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450単位/回	ご利用者様、ご家族様の意向を踏まえながら、退所後生活する自宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画書を作成した際に金額が加算されます。
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480単位/回	施設サービス計画の策定にあたり多職種による会議を開催し、退所後生活する自宅を訪問し自宅を訪問し、生活機能の目標、支援計画の策定した場合に金額が加算されます。
試行的退所時指導加算	400単位/回	ご利用者様が入所中に試行的に自宅へ外泊される際に療養指導を本人又はご家族に行った場合に金額が加算されます。
退所時情報提供加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	250～500単位/回	退所後の療養指導についての主治医又は居宅介護支援事業者、社会福祉施設等に対し文章をもってご利用者様等の処遇に必要な情報を提供した場合に金額が加算されます。
入退所前連携加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	400～600単位/回	ご利用者様が希望する居宅介護支援事業者へ診療状況等を示す文章の提出と、ご利用者様の退所後のサービス利用に関する調整を行った場合に金額が加算されます。
訪問看護指示加算	300単位/回	退所後、訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションへ指示書を交付した場合に金額が加算されます。
再入所時栄養連携加算	200単位/回	医療機関に入院され、食事形態等が大きく変わり、再入所の際に管理栄養士同士が連携し、食事管理に関する調整を行った際に金額が加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ～ロ	70～140単位/回	ご利用者様の主治医と相談し、入所中に減薬した際に金額が加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)～(Ⅲ)	100～240単位/回	ご利用者様の主治医と相談し、入所中に減薬した際に金額が加算されます。
自立支援推進加算	300単位/月	医師、看護師、介護支援専門員、介護職員、その他の職種が共同で、廃用や寝たきりを防ぐ支援計画を策定し、サービス提供を行った場合に金額が加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	40～60単位/月	全ての利用者の心身の基本的な情報を厚労省へ送り、ケアのあり方を検証してケアプランやサービス計画を見直す場合に金額が加算されます。
安全対策体制加算	20単位/入所中1回	事故発生防止のための指針の整備と事故が発生した場合等の報告、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備した場合に金額が加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	5～10単位/月	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することで加算されます。
新興感染症等施設療養費	240単位/(月に1回5日限度)	必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことで加算される。
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	120～150単位/月	認知症の行動・心理状(BPSD)の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組みに加算されます。
退所時栄養情報連携加算	70単位/回	介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供することで加算されます。
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100単位/月	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することで加算されます。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	10～100単位/月	見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことで加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	51単位/日	(i)、(iii)の施設サービス費の際に在宅復帰・在宅療養支援機能強化の為、当施設からの在宅復帰状況・機能に応じ金額が加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	51単位/日	(ii)、(iv)の施設サービス費の際に在宅復帰・在宅療養支援機能強化の為、当施設からの在宅復帰状況・機能に応じ金額が加算されます。
緊急時治療管理	518単位/回	ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は金額が加算されます。
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450単位/回	ご利用者様、ご家族様の意向を踏まえながら、退所後生活する自宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画書を作成した際に金額が加算されます。
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480単位/回	施設サービス計画の策定にあたり多職種による会議を開催し、退所後生活する自宅を訪問し自宅を訪問し、生活機能の目標、支援計画の策定した場合に金額が加算されます。
試行的退所時指導加算	400単位/回	ご利用者様が入所中に試行的に自宅へ外泊される際に療養指導を本人又はご家族に行った場合に金額が加算されます。
退所時情報提供加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	250～500単位/回	退所後の療養指導についての主治医又は居宅介護支援事業者、社会福祉施設等に対し文章をもってご利用者様等の処遇に必要な情報を提供した場合に金額が加算されます。
入退所前連携加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	400～600単位/回	ご利用者様が希望する居宅介護支援事業者へ診療状況等を示す文章の提出と、ご利用者様の退所後のサービス利用に関する調整を行った場合に金額が加算されます。

サービス加算項目	単位数	内容
訪問看護指示加算	300単位/回	退所後、訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションへ指示書を交付した場合に金額が加算されます。
再入所時栄養連携加算	200単位/回	医療機関に入院され、食事形態等が大きく変わり、再入所の際に管理栄養士同士が連携し、食事管理に関する調整を行った際に金額が加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ～ロ	70～140単位/回	ご利用者様の主治医と相談し、入所中に減薬した際に金額が加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）～（Ⅲ）	100～240単位/回	ご利用者様の主治医と相談し、入所中に減薬した際に金額が加算されます。
自立支援推進加算	180単位/月	医師、看護師、介護支援専門員、介護職員、その他の職種が共同で、廃用や寝たきりを防ぐ支援計画を策定し、サービス提供を行った場合に金額が加算されます。
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）～（Ⅱ）	420単位/月	全ての利用者の心身の基本的な情報を厚労省へ送り、ケアのあり方を検証してケアプランやサービス計画を見直す場合に金額が加算されます。
安全対策体制加算	20単位/入所中2回	事故発生防止のための指針の整備と事故が発生した場合等の報告、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備した場合に金額が加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）～（Ⅱ）	5～11単位/月	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することで加算されます。
新興感染症等施設療養費	240単位/（月に1回6日限度）	必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことで加算される。
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）～（Ⅱ）	120～151単位/月	認知症の行動・心理状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組みに加算されます。
退所時栄養情報連携加算	71単位/回	介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供することで加算されます。
協力医療機関連携加算（2）	100単位/月	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することで加算されます。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）～（Ⅱ）	100単位/月	見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことで加算されます。

介護老人保健施設ゆう【介護老人保健施設入所】利用料金のお知らせ (2)

介護保険給付対象外のサービス

介護老人保健施設ゆう

ご利用料金表 (税込み金額)

N0	サービス種類	単位	金額	内容
1	食費	1日当り	1,800円	ただし、食費について負担限度額の認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いして頂く費用の上限となります。
2	居住費	従来型個室/1日	1,728円	ただし、滞在費について負担限度額に認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払い頂く滞在費の上限となります。
		多床室/1日	437円	
※ 上記1「食費」と2「居住費」については、国が定める負担限度額段階(1段～3段まで)のご利用者の自己負担額については《別紙資料1および2》をご参照下さい。				
3	入浴用品類	1回当り	330円	石鹸、シャンプー、バスタオルやおしぼり等、個人の管理が不適当と思われる衛生用品の費用であり、施設で用意した物をご利用頂きます。
	日用品費 タオル用品類	口拭きタオル/日	50円	
		手拭タオル/日	50円	
		顔拭きタオル/日	38円	
4	教養娯楽費	1日当り	250円	当施設職員が企画した行事や倶楽部、趣味活動やレクリエーション等で使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意した物をご利用いただく場合にお支払い頂きます。
5	理美容代	サービス内容により費用は異なります。各種費用については《補足資料の3》をご参照下さい。		
6	特別な室料(個室)	1日当り	2,200円	ご利用者様の要望により入居される場合に費用をお支払い頂きます。
7	委託洗濯費	1回当り	590円	洗濯委託サービスをご希望される場合に費用をお支払い頂きます。また、ドライ品は別料金となります。
8	電気代	1月当り	132円	ご利用者様の選択によって使用されるラジカセなどの機器等にかかる電気代をお支払いして頂きます。
9	レンタルテレビ代	1日当り	100円	居室用のレンタルテレビ設置を希望される場合に費用をお支払い頂きます。
10	送迎(移送サービス)	当施設では、利用者の医療機関受診および外泊時の移送については、原則ご家族にお願いしていますが、無理な場合、別途料金にて移送サービスを行います。《補足資料の4》をご参照下さい。		
11	健康管理費	インフルエンザ予防接種等に係る費用で、接種を希望された場合にお支払いして頂きます。		
12	金銭出納管理費	1日当り	25円	金銭(お小遣い管理費)等施設にて保管管理した場合にお支払いして頂きます。
13	印鑑/通帳/保険証等保管管理費	1日当り	25円	当施設にて保管管理した場合にお支払いして頂きます。
14	家族介護体験サービス	寝具料金/回	2,000円	ただし、お食事が不要の場合はお申し出下さい。その場合のお食事代はかかりません。
		夕食料金/食	700円	
		朝食料金/食	400円	
15	その他費用	診断書等の発行に係る費用について、内容により費用が異なりますので《別紙資料の5》をご参照下さい。		

1. 食費の負担限度額段階について

国が定める負担限度額段階表				
利用者負担段階				
第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
300円/日	390円/日	(1) 650円/日	(2) 1,360円/日	基本の食費

基本の食事金額 (ゆう)		
	第4段階	備考
朝食	400円	おやつ料金込み
昼食	700円	
夕食	700円	
計	1,800円	

2. 居住費の負担限度額段階について

国が定める負担限度額段階表				
	利用者負担段階			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
個室	550円		1,370円	1,728円
多床室	0円	430円		437円

- 1) 上記1と2「食費・居住費」の利用者負担段階は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階までご利用者様負担限度額が設けられております。
負担段階に該当するかは市町村が決定致します。第1～第3段階の認定を受けるには、ご利用者様本人（あるいは代理人）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護負担限度額認定証」を受ける必要があります。またこの利用者負担段階について、介護老人保健施設が判断・決定することは出来ません。また、「認定証」の提示が無い場合は一旦「第4段階」で利用料をお支払いしていただくことがあります。（「認定証」発行後に過払い分が「償還払い」される場合があります）※その他詳細については市町村窓口にお尋ね下さい。
- 2)

3. 理美容料金について (税込み金額)

種類	金額	備考
単品サービス		理美容サービスは、提携している理美容師が当法人理美容室にてサービスを行います。ご利用は予約又は開院日にサービスをお申し込み頂くサービス体系となっております。
カット	2,310円	
顔そり	2,090円	
シャンプー	990円	
パーマ (カット含)	5,610円	
白髪染め	4,290円	
セットサービス		
カット+顔そり	2,970円	
カット+シャンプー	2,860円	
カット+顔そり+シャンプー	3,520円	
ブローセット (ドライヤーセット)	1,540円	
シャンプー+ブローセット	2,090円	
パーマ (カット含)+顔そり	6,710円	
染め+カット	5,830円	
染め+顔そり	5,610円	
染め+カット+顔そり	6,490円	

4. ご利用者様の送迎料金について (税込み金額)

種類	単位	金額	備考
移送サービス1	5 Km以内	750円	左記金額は片道料金となります。
移送サービス2	10 Km以内	1,500円	
移送サービス3	15 Km以内	2,250円	
移送サービス4	20 Km以内	3,000円	
移送サービス5	25 Km以内	3,750円	
移送サービス6	30 Km以内	4,500円	

ご利用者様の医療機関受診及び外泊・外出時等の移送については、原則ご家族様の事情により無理な場合に移送サービスをご提供させていただきます。サービスには上記金額をお支払い頂きます。

5. その他費用について (税込み金額)

種類	金額	備考
ご利用料金領収書の再発行	2,200円	
一般診断書の作成	3,300円	
生命・年金保険診断書の作成	5,500円	
死亡診断書の作成	6,600円	
死亡診断書の作成 (2通目)	3,300円	
一般証明書の発行	3,300円	

◆ 1ヶ月のご利用料金の目安は下表をご参照下さい。(在宅強化型老健の場合)

要介護度	介護負担 限度額	1ヶ月(30日)の 介護サービス費	1ヶ月(30日)の 食費	1ヶ月(30日)の 居住費	1ヶ月(30日)の 日用品費	1ヶ月(30日)の 教養娯楽費	1ヶ月(30日)の 入浴用品費	1ヶ月(30日)の 料金の目安	
要介護1	第1段階	28,190	9,000	0	4,140	7,500	2,970	51,800	
	第2段階		11,700	12,900				67,400	
	第3段階		(1)	19,500				12,900	75,200
			(2)	40,800				12,900	96,500
	第4段階以上		54,000	13,110				109,910	
	2割負担	56,380	54,000	13,110	138,100				
3割負担	84,570	54,000	13,110	166,290					
要介護2	第1段階	30,470	9,000	0	4,140	7,500	2,970	54,080	
	第2段階		11,700	12,900				69,680	
	第3段階		(1)	19,500				12,900	77,480
			(2)	40,800				12,900	98,780
	第4段階以上		54,000	13,110				112,190	
	2割負担	60,940	54,000	13,110	142,660				
3割負担	91,410	54,000	13,110	173,130					
要介護3	第1段階	32,480	9,000	0	4,140	7,500	2,970	56,090	
	第2段階		11,700	12,900				71,690	
	第3段階		(1)	19,500				12,900	79,490
			(2)	40,800				12,900	100,790
	第4段階以上		54,000	13,110				114,200	
	2割負担	64,960	54,000	13,110	146,680				
3割負担	97,440	54,000	13,110	179,160					
要介護4	第1段階	34,220	9,000	0	4,140	7,500	2,970	57,830	
	第2段階		11,700	12,900				73,430	
	第3段階		(1)	19,500				12,900	81,230
			(2)	40,800				12,900	102,530
	第4段階以上		54,000	13,110				115,940	
	2割負担	68,440	54,000	13,110	150,160				
3割負担	102,660	54,000	13,110	184,380					
要介護5	第1段階	35,810	9,000	0	4,140	7,500	2,970	59,420	
	第2段階		11,700	12,900				75,020	
	第3段階		(1)	19,500				12,900	82,820
			(2)	40,800				12,900	104,120
	第4段階以上		54,000	13,110				117,530	
	2割負担	71,620	54,000	13,110	153,340				
3割負担	107,430	54,000	13,110	189,150					

※ 入浴用品費は1ヶ月9回提供した金額となっております。

初期加算Ⅰ (60円/1日)	入所から30日間算定	1,800円/月(30日)
※初期加算Ⅱ (30/1日)		
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ (258円/1回)	入所から3ヶ月間算定	5,160円/月(30日)
※短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ (200円/1回)		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ (240円/1回)	入所から3ヶ月間算定	2,880円/月(30日)
※認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ (120円/1回)		
※ 短期集中リハビリテーション週5回計20回 / 認知症短期集中リハビリテーション 週3回計12回 提供した場合		

※ 介護サービス費には必ず算定される加算も含まれております。

栄養マネジメント強化加算 (11円/日) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (18円/日)、夜間職員配置加算(24円/日)

自立支援推進加算 (300円/月) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)(110円/月) 科学的介護体制加算 (Ⅱ) (60円/月)

協力医療機関連携加算 (100円/月)

合計 2,160円/月(30日)

※ ご本人様のお身体の状態により、他、加算関係が算定される場合があります。

※ 生活保護を受給されている方は食費、日用品費、教養娯楽費、入浴用品費の合算額がご利用料金の目安額となります。

※ 委託洗濯料金は含まれておりません。(※590円/回)